



日本真正保守（自由）主義 政策綱領（案）〔I〕天皇（皇室）制度

[I]

日本国の歴史的伝統としての古来の天皇（皇室）制度の護持は日本国民の世襲の義務である。

● 政策提言【具体的施策】

● 古来の天皇制度と皇位継承法を復旧する。

- (1) 天皇は日本国の元首である。
- (2) 皇位の男系男子への世襲継承を保守する。
- (3) 皇室の家憲かつ日本国の大法である明治皇室典範（=皇位継承法）を保守する。
- (4) 旧皇族の復籍を実現し、皇統の永続を確固たるものにする。
 1. 古来の天皇制度と全く無関係である「女系天皇」、「女性宮家」は、天皇制打倒の共産革命概念とみなし、皇位継承にかかる選択肢としない。
 2. 男系男子皇統の永続（=皇位の安定的継承）に裨益しない「女性天皇」即位論は、古来の男系男子皇統を断絶させる（易姓革命となる）可能性が大きいため選択肢としない（明治皇室典範に遵う）。
- (5) 皇族会議を復旧し皇室典範を天皇（皇室）に奉還する。日本国民は皇位継承問題には、原則として介入しない。
- (6) 欧州産の「国王弑逆思想」、旧ソ連コムンテルン産の「天皇制廃止共産革命思想」などを狂信する日本国内の天皇制廃止勢力（日本人・外国人を問わず）による国内秩序の破壊行為を禁止する法整備を行う。

● 天皇（皇室）制度に対する基本姿勢【政治哲学】

私たち日本国民は天皇制度と皇統が古来の皇位継承法に遵って男系男子天皇に着実に世襲継承され、私たちの時代においてなお存続しているという歴史事実の中に生きています。私たちはこの事実を祖先らが為してきた日本国の大法正義と“道徳的忠誠”的賜物であると誇りに感じます。

そして日本国の大法正義が、諸外国の歴史に見られるごとき暴政と隸属とを国民に強いる専制的な統治制度とは全く異質な法と徳に満ちた統治制度であったことも、多くの歴史書が刻銘に記録しているのを知っています。

日本国の大法正義は“世襲の原理”と“時効の原理”を主要原理としているため、日本国民による皇位継承法の確実な遵守は、これらの原理の確実な保守に繋がります。さらに、“世襲の原理”と“時効の原理”は日本国の大法正義と主権に繋がります。

日本国民の安全・私有財産・自由及び諸権利を保障する自由主義原理でもあるため、私たちが皇統を護持する義務を果たすことは単に“天皇制度（統治制度）の安定”に資するのみならず、“日本国民の自由の条件を守る”ことに直結するのです。

日本国の大法正義は、二千年の歴史を通じて形成された“固有の自生的制度”であり、かつ“時効の國制（＝憲法）”です。つまりそれは特定の時代の特定の個人（又は集団）が国民に差別や不平等を強いることを意図して（目的として）設計した制度ではなく、天皇制度を尊崇し受容し子孫へと継承してきた“幾時代・何世代を経て反復された祖先らの慎重かつ入念な承諾の産物”とみなすべき、貴重な相続財産なのです。

● (明治) 皇室典範に明文化された“法”は国民が守るべき義務の定め。

- (1) 明治皇室典範は、日本国古来の“伝統・慣習（法）”という行動ルールを“明文化”したものである。曰く、「皇室典範の成るは實に祖宗の遺意を明徴にして子孫の爲に永遠の銘典をのこす所以なり（皇室典範義解）」。
- (2) 日本国の天皇、議会、及び国民はこの“古來の法”により“行為を制限”される（=法の支配）。曰く、「皇室の家法は祖宗に承け、子孫に伝ふ。既に君主の任意に制作する所に非ず。又臣民の敢て干渉する所に非ざるなり（皇室典範義解）」。
- (3) 皇室典範は古來の“伝統・慣習”を明文化した“法”であるから議会立法に“優位”する（立法を制限する）。曰く、「皇室典範の改正は帝国議会の議を経るを要せず（明治憲法 第74条）」、曰く、「皇室典範は皇室自ら其の家法を條定する者なり。…而して…其の條章を更定することあるも、亦帝国議会の協賛を経るを要せざるなり（皇室典範義解）」。
- (4) 日本国の皇統は“世襲かつ時効の皇統”である。曰く、「大日本國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す（皇室典範 第一條）」。曰く、「皇統は男系に限り女系の出所に及ばざるは皇家の成法なり（同條義解）」。

これらは現在及び未来の天皇（皇室）・政府権力・国民が謹んで遵守すべき“義務の規定”である。